

「黒潮町指定給水装置工事事業者」指定申請について

指定については、次の3点が基準になります。

① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること。

② 下記の機械器具を有すること。

ア 金切り鋸、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の管の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

③ 下記の条件に該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人または破産者で復権を得ない者

イ 法に違反して刑に処せられその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちに上記のアからエまでのいずれかに該当する者がいるもの

申請書には、以下の書類を添付してください。

- ・②の機械器具に関する調書
- ・③のアからオまでに該当しない旨の誓約書
- ・事業所案内図
- ・他市町村の事業者証の写し
- ・法人の場合は定款または寄附行為及び登記簿謄本（コピー不可）
- ・個人の場合は住民票の写し（コピー不可）
または、外国人登録原票記載事項証明書（コピー不可）

なお、指定後、14日以内に主任技術者選任届を提出していただきます。